

## 第 36 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議議事録

1 開催日時 令和 3 年 7 月 30 日（金） 午後 7 時 15 分～午後 7 時 48 分

2 開催場所 浦安市役所 災害対策本部室

### 3 出席者

本部長：市長

副本部長：両副市長

本部長：危機管理監、消防長、教育長、総務部長、企画部長、財務部長代理、  
市民経済部長、福祉部長、健康こども部長、環境部長、都市政策部長、都市整備部長、  
教育総務部長代理、生涯学習部長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、  
選挙管理委員会事務局長

(事務局)

健康こども部、総務部

### 4 議 題

- (1) 状況報告（感染者の状況）
- (2) 緊急事態宣言の発令について
- (3) 緊急事態宣言に伴う市の対応（案）について
- (4) その他

### 5 議題の概要

- (1) 市内感染者の状況報告を行った。
- (2) 緊急事態宣言の発令について情報を共有した。
- (3) 緊急事態宣言に伴う市の対応を決定した。
- (4) その他
  - ・ワクチン接種年齢の拡大について情報を共有した。

### 6 会議経過

- (1) 状況報告

本部長：本日の市の感染者は 33 人で、直近 7 日間 10 万人当たりで換算すると感染者数は、この 1 週間で 71.8 人となっており、都でも 125.8 人となっている。

増加の傾向は 1 月と同じように増えており、市川、船橋、県も増えている。

感染者の動向であるが、20 代、30 代、10 代、10 歳未満の感染者の割合が高くなっている。

本部長：感染者は高齢者より、若年に集中しており、より一層の注意が必要である。

本部長：千葉県に緊急事態宣言が発令される。緊急事態宣言に伴う市の対応について説明を求める。

本部長：緊急事態の8月2日（月）から8月31日（火）までの公共施設の対応であるが、熱中症対策、夏休みのこどもの居場所を考慮して、現在開館している公共施設は閉館しない。施設の利用自粛をお願いし、キャンセルする場合は使用料を還付する。また、調理実習室など感染リスクの高い部屋は貸出を中止する。さらに事前予約制にするなど利用人数の制限を徹底する。

イベント等で使用するホールの利用時間は21時までとし、定員は50%以内とする。市が主催するイベントは、相談・学校教育・生活や健康維持のために必要な事業のみとし、その他のイベントは規模に関わらず中止する。

また、関係団体によるイベントも原則として中止するよう促す。

小中学校の部活動は、8月1週目は午前のみとし、2週目は休止、3週目は午前、午後の2時間とする。

その他に、防災無線による周知や公共施設等には、感染拡大防止ポスターの掲示を実施する。

本部長：斎場の運営であるが、火葬時の待合時間を利用した昼食やお通夜の通夜振る舞いを禁止することを考えている。

本部長：火葬の人数制限も難しい、また、昼食時間帯にかかる火葬で、昼食できないのは利用者が困るのではないかと、通夜振る舞いで場所の貸出は認めず、昼食のみ、黙食の徹底を条件に認めること。

本部長：自治会館、老人クラブ会館の利用について説明を求める。

本部長：利用可能であるが、カラオケ、食事の提供は原則、禁止とする。

本部長：学校でも生徒が感染する事例が増えてきている。感染源は学校内ではなく、同居している家族内で感染が急激に増えている。

本部長：部活動の対応について説明を求める。

本部員：活動中は声を発せず、一定の距離を保つなど、工夫しながら活動している。

本部長：児童育成クラブの感染状況は、どのようになっているか。

本部員：感染経路がそれぞれ別なので、クラスターは発生していない。

本部長：市中感染が広がっていることが、予想される。人が集まるような施設やホールの人  
数制限について、県の方針に沿った対応を行うことが必要である。

本部員：総合体育館の観客の収容は、定員の 50%に制限しており、今後の感染状況によっ  
ては、無観客での対応も考えている。

本部長：うらやす財団の事業はどのようになっているのか、うらやす財団と調整をおこな  
うこと。

本部長：図書館の対応はどのようにするのか。

副本部長：人数制限で対応することが必要である。

本部長：熱中症対策も考えなければならないが、各公共施設では、マスク着用を利用者には  
求めること。

本部長：緊急事態宣言の発令に伴い、8月2日から31日までは、国、県の要請に応じ感染  
防止対策には万全を期すこと。現在開館している公共施設は、熱中症対策やこどもの  
居場所などを考慮して、閉館はしないこと。ただし、施設及び利用者の感染対策  
を徹底すること。施設の利用自粛をお願いし、キャンセルの場合は、使用料は還付  
すること。

次に市が主催するイベント等の対応では、必要な事業のみとし、イベント等は中止  
すること。小中学校の部活動については、定められた期間、時間内とし、接触を伴  
う行動は避けること。各公共施設には、感染防止ポスターなどを掲示し、啓発に努  
めること。

その他に、斎場の対応であるが、通夜振る舞いは認めず、昼食のみ、黙食の徹底を  
条件に許可すること。各部局の所管する施設には、徹底した感染防止対策に取り組

むよう通知すること。

副本部長：健康子ども部所管の施設では、感染防止対策の徹底を図ること。

本部長：各公共施設や駐車場の利用について、今週の土曜日、日曜日の利用状況について取りまとめを行うこと。

## (2) その他

- ・ワクチンの接種状況について

本部員：8月1日発行の広報で、20歳から49歳までの方を対象にワクチン接種についてお知らせする。対象人数は約74,000人を見込んでいる。

本部長：職員の接種であるが、これからは、通常接種の予約も可能となったことで、余剰ワクチンの接種を待たずに接種できることになった。また、接種後の体調不良のときに休暇取得できるよう各所管には配慮を求める。

## 7 決定事項等

緊急事態宣言の発令に伴い、8月2日（月）から8月31日（火）まで、国・県の協力要請に従い、引き続き感染防止対策の徹底を図り、公共施設や市主催するイベント等は以下の対応とする。

### ○公共施設

- ・熱中症対策、夏休み期間中のこどもの居場所などを考慮して、現在開館している公共施設は閉館しない。ただし、施設及び利用者の感染対策を徹底する。
- ・利用自粛のお願いの上、キャンセルする場合は使用料を還付する。
- ・調理実習室など感染リスクの高い部屋は貸し出しを中止する。
- ・できるだけ事前予約制にするなど利用人数の制限を徹底する。
- ・イベント等で使用するホールは、時間は21時まで、定員は、50%以内とする。

### ○市が主催するイベント等の対応

- ・相談・学校教育・生活や健康維持のために必要な事業のみとし、その他のイベント等は規模に関わらず中止する。また、関係団体によるイベントも原則として中止するよう促す。

### ○その他

・小中学校の部活動は、8月1週目は午前のみ、2週目は休止、3週目は午前または午後の2時間以内とする。ただし、接触を伴うような行動は避けるなど、感染防止対策を徹底した上で活動する。

- ・防災無線による周知は、期間中毎日15時半に実施する
- ・公共施設等に感染拡大防止ポスター及びステイホームポスターを掲示し啓発を行う
- ・新浦安マルシェは休止する
- ・自治会や老人クラブに対し、活動にあたっては感染防止対策を徹底するよう要請する。
- ・斎場については、通夜振る舞いは禁止とし、昼食のみ、黙食の徹底を条件に許可する。
- ・大型公園等の駐車場については、引き続き、習志野ナンバー以外の駐車車両の有無について調査を行う。
- ・各部局の所管する施設に対し、徹底した感染防止対策に取り組むよう、文書による通知を行う。